

# 事務所だより 平成24年2月号

今月もよろしくお願いたします

安藤社会保険労務士事務所

## ご挨拶

こんにちは。2月に入りインフルエンザの大流行時期に入りました。この時期、マスクと手洗いが必須ですね。我が家でも子供が感染してくる可能性があるため油断できない状況です。皆さまも十分お気をつけ下さい。

さて厚労省では、職場でのパワーハラスメントに当たる可能性のある行為を6つに類型化した報告書をまとめましたのでご参考までにご紹介します。

(職場のパワーハラスメントに当たりうる行為)

身体的な攻撃・・・暴行、脅迫

精神的な攻撃・・・脅迫、名誉棄損、侮辱、

ひどい暴言

人間関係からの切り離し・・・隔離、仲間外

し、無視

過大な要求・・・業務上不要なことや遂行不可能なことへの強制、仕事の妨害

過小な要求・・・能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない

個の侵害・・・私的なことに過度に立ち入る

また、上司からだけでなく、人間関係や専門知識などを背景にした部下から上司へのいじめも含めるべきと報告書の中では提案しています。

業務上の適正な範囲の中での指導であればパワハラには該当しませんが、非常に線引きが難しいところです。ちなみに労働局への職場のいじめや嫌がらせに関する相談件数は解雇、労働条件の引き下げについて3番目に多くなっています。

それでは今月もどうぞよろしくお願致します。

安藤



## 事務所スタッフより

### 労務とは関係のないコーナーです

こんにちは。今年の冬は例年に増して寒さが厳しいようですね。豪雪地域の方は雪かきや雪下ろしなどで事故がないことを願うばかりです。

ところで、受験シーズンを今年も迎えましたが「大学の秋入学移行」問題には少し驚きました。これからのグローバル化を受け、『入学と卒業の基準を世界の大勢に合わせる方が国際交流や国際競争に効果的』ということだそうです。実際には試験はこれまで通り春に行い、入学は秋に行うというものです。春から秋にかけての半年間はボランティアや海外留学などの体験を想定しているということだそうです。

賛否両論のこの課題ですが、秋に入学試験が実施されると社会、とりわけ企業にとっても少なからず影響を受けるかと思われます。

入学・就職に伴う新生活に必要な家電や生活用品の売り上げが秋に移行するかもしれません。また、新卒の採用が秋に移行するケースが出てくるため、採用計画の見直しが必要になるかもしれません。

日本社会は春卒業を前提としたシステムとなっているので、このままでいくと学生に空白の時間ができたり学生と企業の間モチベーションのギャップが出てくるのではと思います。秋入学は世界と競争共存するためには必要不可欠なことなのでしょうが、日本の社会のシステムが追いつくかどうか少し心配なところです。

5年後をめどに移行していく計画だそうです。少し元気のない日本に元気な若者が育つよう、日本の社会全体が変革していく時なのかもしれません。

草場

安藤社会保険労務士事務所

## 保険加入要件の再確認をお願いします!

### 雇用保険、社会保険の加入について

新しく入社する方について、一定の条件を満たす場合には、雇用保険と社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入させるための手続が必要になります。

長く手続きに係わっている担当者の方はご理解のことと思われそうですが、昨今、労働基準監督署等の調査も多くなっておりますので今一度ご確認をお願いいたします。



#### （雇用保険）

雇用保険の加入要件は、下記の2点いずれにも該当した場合になります。

- ・31日以上引き続き雇用されることが見込まれる方であること。
- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

#### （社会保険）

社会保険の加入要件は、下記の2点いずれにも該当した場合になります。

- ・1日または1週間の労働時間が、同じ事業所で働く正社員の労働時間のおおむね4分の3以上であること
- ・1箇月の労働時間が、同じ事業所で働く正社員の労働日数のおおむね4分の3以上であること

以上の要件を満たした場合には、必ず加入手続をする必要があります。

また、現状は雇用保険の方が加入要件としての労働時間が短いことがお分かりかと思えます。そのため労働時間の長さによっては社

会保険（健康保険・厚生年金保険）に入らず、雇用保険のみ加入される方も出てきます。

そして、上記の要件に該当するかどうかについては、当然、正社員かアルバイトかといった違いで左右されることはありません。

#### （今後について）

先に述べたように現在、雇用保険と社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入要件には労働時間の長さには差があります。

しかし、ご存知の方も多いかと思いますが、この労働時間の差をなくして社会保険（健康保険・厚生年金保険）の要件を雇用保険の要件に合わせようという案が国から出ております。現状は、産業界からの反発が大きいため前に進んでおりませんが、近い将来、法律が改正となる可能性があります。公的年金の支給開始年齢の引上げ前倒し案、従業員の65歳までの再雇用義務化案などと併せて、今後も注意して確認していく必要がありますので、適宜最新の情報をお伝えしてまいります。

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町3-13-3

第2ヒロタビル4階

**安藤社会保険労務士事務所**

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

URL <http://www.ando-sr.jp/>

e-mail [ando@ando-sr.jp](mailto:ando@ando-sr.jp)

どうぞお気軽にお問い合わせください

